

平成 29 年度勤務医師実態調査実施要領

H29.10.1

1 調査の目的

この調査は、医師の地域や診療科における偏在をはじめとして深刻化する医師不足の実態等を把握し、今後の島根県における医師確保対策に資することを目的とする。

2 調査の実施主体

島根県

3 調査の対象

島根県内の病院及び公立診療所とする。ただし、特定の者を対象に医業を行う、いわゆる施設内診療所及び歯科診療所を除く。

4 調査時点

平成 29 年 10 月 1 日

5 調査の内容

- ・記載様式は、「平成 29 年度県内医療機関における勤務医師実態調査票」のとおり
- ・調査の手順は、「勤務医師実態調査の流れ」のとおり

6 調査の方法

医療機関において必要事項を記入の上、島根県医療政策課へ電子データで提出すること。

なお、様式 2 を除き、しまね地域医療支援センターに調査の集計・分析を委託する。

7 調査項目の考え方

(1) 様式 1 の「必要数 a」については、平成 30 年 4 月 1 日時点に見込まれる人員を記載すること。

必要数は、現行の診療体制を維持するために必要な人員を基本とすること。ただし、医師不足のためにやむなく診療体制を休止あるいは縮小しているような場合には、本来の診療体制を実施するために必要な人員を計上すること。

また、平成 30 年 4 月 1 日時点で、現行の診療体制の変更を予定されている場合には、変更後の必要人員を記入すること。

(2) 診療所で 2 つ以上の診療所を医師が掛け持ちしているような場合の、様式 1 「必要数 a」及び「常勤換算後 b」については、以下の具体例を参考に記入すること。

※週 5 日で午前午後を 2 区分 (10 コマ分) として計算すること。(例えば、週 1 回 午前だけの勤務は 0.1 となる。)

[必要数 a]

A 診療所で週 5 日診療 (A 診療所の必要数は 1.0)

B 診療所で週 1 日診療 (B 診療所の必要数は 0.2)

[常勤換算後 b]

A 診療所で週 4 日診療 (A 診療所の現員数は 0.8)

B 診療所で週 1 日診療 (B 診療所の現員数は 0.2)

[差引 a-b]

A 診療所は 0.2 不足

B 診療所は不足無し

(3) 様式 2 の医師名簿は、医師の主たる勤務診療所については、【常勤医】様式に記載し、従たる勤務診療所については【非常勤医師】様式に記載すること。

(4) 様式 2 の「様式 1 で区分した整理No.」欄には、様式 1 で医師を所属別に集計されたとき、どの診療科に振り分けされたかが分かるよう、その整理番号を記載すること。

(5) 様式 2 の「(2) 医師名簿【常勤医】」の年齢は、調査年度末の H30.3.31 現在で記載すること。

(6) 様式 2 の「(2) 医師名簿【常勤医】」の出身都道府県名は、特定しがたい場合は、出身高校の所在地の都道府県を記載すること。

(7) 様式 2 の「(2-2)【常勤医】の専門医指導医資格について」は、医業・歯科医業若しくは助産師の業務又は病院・診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項 (H19 厚労省告示第 108 号) 第 1 条第 2 号に基づき厚労省に届出のあった学会の専門医・指導医を一覧表に掲示しているため、それ以外の学会の専門医・指導医については、「その他 専門医・指導医」にその資格の数を記載すること。

診療所においては、診療所ごとに調査票に記入すること。

8 調査データの活用

調査データ (様式 2 のデータをいう。) については、関係大学、しまね地域医療支援センターとで共有し、県内勤務医師の養成・配置に向けた具体的な検討に活用する。

[共有データの内容]

圏域、医療機関、診療科、年齢、性別、採用形態、専門医資格及び指導医資格 (氏名、職名は除く。)

9 個人情報の取扱い

調査で得た個人情報については、島根県個人情報保護条例等の関係規程に従い、適正に取扱う。

《勤務医師実態調査の流れ》

H29.10.1

島根県健康福祉部医療政策課

- ・調査依頼

県内医療機関（病院・公立診療所）

1) 調査票の準備

○調査票の電子データ（Excel ファイル）は、県医療政策課のホームページ（＝島根の医師確保対策）に掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。

（掲載ページ中段の「平成 29 年度勤務医師実態調査について」にあります。）

- ・県トップページから掲載ページを表示する場合
（掲載場所）

県トップページ > 医療・福祉 > 健康・医療 > 医療 > 島根の医師確保対策

- ・URL から掲載ページを表示する場合

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/>

○昨年度の調査票は使わないでください。

2) 調査票の記入

○調査票の記入に当たっては、実施要領及び記入例をご覧ください。

○不明な点は島根県医療政策課へお問い合わせください。

3) 調査票の提出

○提出前に記入漏れ、誤り等がないか確認してください。

○電子データ（メール）での提出をお願いします。

○調査票の記入内容について、担当者に確認させていただく場合があります。

（提出期限）平成 29 年 10 月 17 日（火）

島根県健康福祉部医療政策課

→委託→

（一社）しまね地域医療支援センター

- ・様式 2を除き、しまね地域医療支援センターに調査の集計・分析を委託します。
- ・県医療政策課で取りまとめ、常勤医師数、充足率等を「島根県地域医療支援会議」へ報告します。

関係大学・（一社）しまね地域医療支援センター

- ・調査データ（様式 2）の一部については、関係大学、しまね地域医療支援センターと共有し、県内勤務医師の養成・配置に向けた具体的な検討に活用します。